

# 美濃市 ～うだつの上がる町～

## 和紙と“うだつ”の町

美濃市は、岐阜県中濃地方の中央に位置する市で、明治末期まで「上有知」と呼ばれていました。慶長5年（1600年）、関ヶ原の合戦の功により徳川家康からこの地を拝領した金森長近は、長良川畔に小倉山城を築城、現在も残る町割りの完成は慶長11年（1606年）におこなわれました。長近は経済の発展をめざし、長良川に「上有知湊」を開きます。

長近の死後、元和元年（1615年）に尾張徳川家が成立すると上有知付近は尾張藩領に編入されました。この後も、画期的な川湊は船運による物資集散の拠点として機能しました。

このまちが商業都市として繁栄した背景には、良質の原料と清流の恩恵に根付いた和紙産業がありました。美濃紙の歴史は約1,300年を数え、手仕事ならではの風合い、秀逸性は今も変わることなく受け継がれています。

明治44年（1911年）、上有地町は美濃紙の産地であることから、「美濃町」と改名しました。

昭和29年4月1日に美濃町、洲原村、上牧村、下牧村、大矢田村、藍見村、中有地村が合併し美濃市となりました。



屋根に“うだつ”が上がる町屋が続き  
威風堂々、独特の雰囲気漂っています。



“うだつ”と古い建築様式を残した町屋  
小坂邸（国指定重要文化財）

## 美濃の町並み

美濃の家屋は、“うだつ”が上がり・切妻造りで、中二階・本二階の町屋が軒を連ねています。“うだつ”の残る家は全部で19棟あります。

妻に建ち上がった“うだつ”、その軒先の化粧瓦、多彩な格子や虫籠窓など、優れた意匠や豊かな造形を持つ町屋が街道沿いに続いています。正面の下屋庇の上には辻堂風もしくは箱形の火防せ神が設けられてい

ます。敷地には主屋・離れ・庭・土蔵などが奥に並んでいます。

古い町割りが破壊されることなく、江戸・明治期の建物が現在も活用されており、規模や保存状況がよく、すばらしい文化遺産だと評価されています。特に“うだつ”の屋根がまとまって軒を連ねているのは、全国でも美濃だけで、貴重な文化遺産として高い評価を受け、平成11年に“うだつ”の町並みが国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されています。

## “うだつ”とは

新しい町造により台地が上がった美濃の町は、水害を免れて良くなった反面、水利に恵まれず、たびたび火災にみまわれました。江戸時代の商家の建物には、制限があり、ほぼ同じ高さの板葺きの屋根が並んでいたため、いったん火事になると火が屋根を走って類焼し町全体が焼失してしまいます。類焼を防ぐため家と家の間に防火壁である“うだつ”を上げました。

“うだつ”は隣家との間の防火壁に小屋根を付けたものですが、その軒先の化粧瓦をうだつ飾りといいます。当初はシンプルなものでしたが、時代がたつにつれて、華美で派手なものになっていきました。「うだつがあがらない」という言葉が生まれ、“うだつ”は富裕な商人のステイタスシンボルとなっていきました。

しかし“うだつ”はあくまでも防火のためのものと意識されていたので、富裕であっても上げない商家もあるようです。



小坂邸の“うだつ”



美濃和紙あかりアート展

## 美濃和紙あかりアート展

“うだつ”の町並みと美濃和紙とがコラボしたイベントです。

美濃和紙によるあかりオブジェの作品展。

並べた作品に一齐に灯りが入ると“うだつ”のまちが幻想的に照らされます。

10月体育の日の前の土・日に開催します。



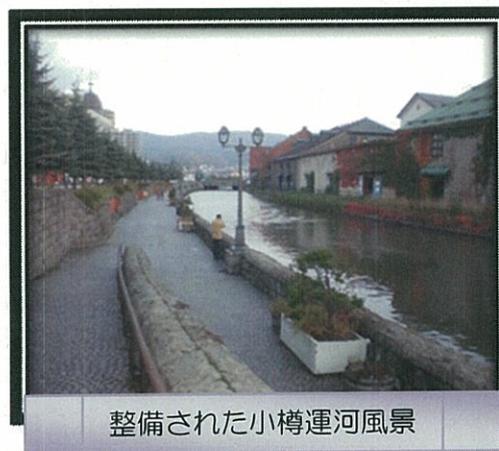
## 小樽の景観行政のあゆみ



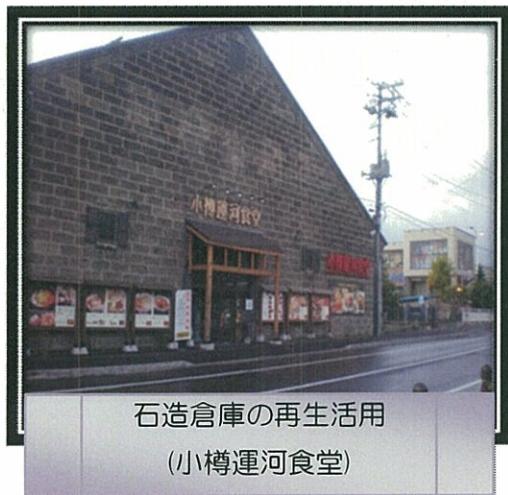
小樽が開基と定めているのは元治2年（1865年）で、その後明治2年（1869年）に札幌に開拓使が置かれ、海関所（税関）の一つが小樽に置かれました。

また、石炭を搬出するために明治13年、全国で3番目の鉄道が手宮～札幌間に敷設されました。

小樽運河は、沖を埋め立てて水路を残す独特の方法で築造されたもので、延長1,324m、幅員40m、水深2.4mあり、大正3年に着工し12年に完成しています。



整備された小樽運河風景



石造倉庫の再生活用  
(小樽運河食堂)

大正末期から昭和 11 年頃にかけて小樽経済は最盛期を迎え、現存する歴史的建造物の多くはこの時期に建築されましたが、経済の中心が札幌へ移転していく中で小樽は高度成長期の波から取り残され、特に運河周辺には過去の繁栄を今に伝える重厚な倉庫群や商社の建物、銀行等が数多く残されています。

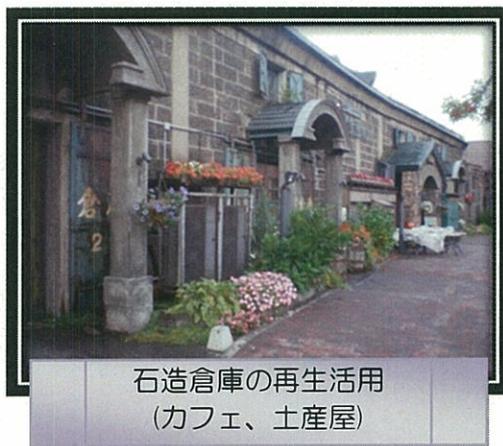
昭和 41 年に臨港線が都市計画決定され、小樽運河の一部もルートに含まれていたことから反対運動が起こり「小樽運河を守る会」が誕生しました。いわゆる「小樽運

河論争」の結果、昭和 61 年に、運河の幅半分 20m を埋め立てて道路を整備することで決着し、残りを散策路として整備して運河の浄化や石造倉庫群の保全も図られました。今では年間約 740 万人の観光客が訪れる小樽運河に生まれ変わりました。

また、昭和 58 年に北海道で初めて「小樽市歴史的建造物及び景観地区保存条例」を制定し、小樽の持つ歴史的建造物及び景観地区の保全並びに修景整備地区の環境整備について必要な事項が定められました。

この条例により、平成 3 年までに 31 棟の指定歴史的建造物と小樽運河地区とかつて「北のウォール街」と呼ばれた色内大通・緑山手通地区の 2 箇所 (6.3ha) を景観地区として指定されました。

平成 4 年に、歴建条例を発展的に解消し、新たに歴史的景観の保全に加え、小樽の特性である自然景観、眺望景観を守るとともに新築される建物の誘導や緑地の推進等のメニューを盛り込んだ「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」を制定しました。



石造倉庫の再生活用  
(カフェ、土産屋)

現在、登録歴史的建造物は 89 件あり、そのうち指定歴史的建造物が 66 件となっています。また、特別景観形成地区として 11 地区 (131.6ha) を指定したほか、地域的美観風致を維持し保全が必要な樹木等を保存樹木や保存樹林として指定しています。

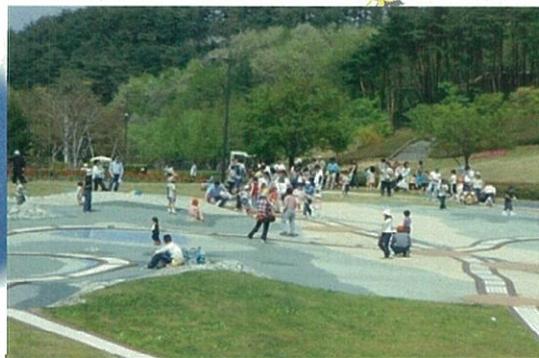
平成 18 年 11 月には景観法に基づく「景観行政団体」となり、市民や事業者及び行政が一体となって潤いと活力のあるまちづくりを進め、より実効性の高い景観の保全と創出に努めています。



旧日本銀行小樽支店  
(現在は金融資料館)

# 県営公園の紹介コーナー

## ◆ 福島空港公園 ◆



### ★公園概要★

当公園は、福島空港に隣接し、スポーツ施設をはじめ、バーベキューや芋煮会などの野外活動ができるエリア、緑地を保全し自然に親しめるエリアなど、多目的に利用できる公園として、多くの県民の皆様にご利用いただいております。

### ★施設内容★

テニスコート、フットサルコート、多目的運動広場、21世紀建設館、野外活動広場、お花見広場、展望台、日本庭園、サクラの広場、福島広場、花木園

### ★アクセス★

- ・東北自動車道須賀川ICから車で約20分
- ・東北自動車道矢吹ICからあぶくま高原道路経由車で約15分

### ★お問い合わせ先★

(財)福島県都市公園・緑化協会  
 福島空港公園管理事務所  
 TEL 0248-89-1766



### 「編集後記」

「まちづくり瓦版～うつくしま、まちづくり推進レポート～」(Vol.30)はいかがでしたでしょうか？今後とも各地のまちづくりの取組み事例の他、街路や公園等の情報提供も含め、より充実した内容にしていきたいと思っております。取り上げてほしい事例や写真、ご意見・ご感想などございましたら遠慮なくお寄せ下さい。

- ※ メールマガジン(無料)の申し込みをご希望される方は、
1. 団体会社名、2. 氏名、3. メールアドレス、4. 電話番号等(送信エラーの際のご連絡のため)、よろしければ、5. 性別、6. 年齢を記入の上、まちづくり推進課のメールアドレスまで希望する旨ご連絡下さい。
- 登録された方には、レポートの更新情報などをメールにてご案内いたします。

【発行元】  
 福島県土木部まちづくり推進課  
 〒960-8670(住所記載不要)  
 TEL 024-521-7510  
 FAX 024-521-7956  
 e-mail [machizukuri@pref.fukushima.jp](mailto:machizukuri@pref.fukushima.jp)  
 URL <http://www.pref.fukushima.jp/machi/>